

令和5年3月22日(水曜日)

(会議第5日目)

応招議員

1番	中島一郎	2番	池内弘道	3番	浅野修一
4番	宮川徳光	5番	濱村美香	6番	山本久夫
7番	矢野依伸	8番	矢野昭三	9番	山崎正男
10番	吉尾昌樹	11番	宮地葉子	12番	小永正裕
13番	澳本哲也	14番	小松孝年		

不応招議員

なし

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

なし

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	松本敏郎	副町長	西村康浩
総務課長	土居雄人	情報防災課長	村越淳
企画調整室長	徳廣誠司	住民課長	宮川智明
健康福祉課長	佐田幸	農業振興課長	渡辺健心
まちづくり課長	金子伸	産業推進室長	門田政史
地域住民課長	青木浩明	建設課長	河村孝宏
海洋森林課長	今西和彦	会計管理者	宮地美
教育長	畦地和也	教育次長	藤本浩之
教育次長	清水幸賢		

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長 小橋和彦

書記 山崎あゆみ

令和5年3月第28回黒潮町議会定例会

議事日程第5号

令和5年3月22日 9時00分 開議

日程第1 一般質問（質問者：10番）

日程第2 議案第64号から議案第104号まで

（常任委員長の報告・質疑・討論・採決）

日程第3 議案第105号

（提案理由の説明・質疑・討論・採決）

日程第4 議員提出議案第2号

（提案趣旨説明・質疑・討論・採決）

日程第5 議員提出議案第3号

（提案趣旨説明・質疑・討論・採決）

日程第6 議員の派遣に関する件について

日程第7 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について

●町長から提出された議案

議案第 105 号 教育委員会の委員の任命について

●議員から提出された議案

議員提出議案第 2 号 畜産危機打開のための緊急対策を求める意見書について

議員提出議案第 3 号 黒潮町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について

議 事 の 経 過

令和5年3月22日
午前9時00分 開会

議長（小松孝年君）

おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

これより日程に従い会議を進めますので、よろしくお願い致します。

日程第1、一般質問を行います。

質問者、小永正裕君。

12 番（小永正裕君）

それでは一般質問を始めます。

まず1番の、町道の建設について。これは随分前に、話題上がったことだと思いますが、大井川と馬荷福堂との間に町道を作るという案がずいぶん前に出てきたと思いますが、出たり消えたり、中止になったり。いろんな経緯があったと思いますが、やっと着工すると、いうふうなことを聞きました。

着工してから、あまり細かい事を総務課にずっとおったもんですから、委員会に、総務委員会にいたもんですので、具体的なこの議案に対する知識がなくてですね。それでまた、奥の人から、どうなっちゃうかが、問い合わせもあったんで、取り上げております。

まず一番に、全体的な計画案について、いつ着工したのかそれまでの経過を伺います。

議長（小松孝年君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（金子 伸君）

おはようございます。

それでは、現在工事中の町道大井川馬荷線の全体計画案についてのご質問に、お答え致します。

町道大井川馬荷線は、平成27年度に測量設計業務を実施し、平成29年から工事に着手しております。計画延長は、814メートル、道路幅員5メートルの道路計画で、起点が大井川の県道大用大方線へ繋がる場所から終点を馬荷福堂の町道馬荷線へ接続する改良事業でございます。

山間部を通るため、落石等の対策構造物や防護柵、山からの水の対策として排水路の流末処理など、重点的に計画設計をしております。本年度においても改良工事を継続して実施しており、今月末に完成予定となっております。全体的な事業の完成見込みは9年後、令和13年度を予定しております。

議長（小松孝年君）

小永君。

12 番（小永正裕君）

令和13年度完成と、いうことでよろしいですか。9年後ということですか。平成27年度からの工事でございますが、その進捗状況は、いかがでしょうか。順調な進行についていますか。それとも変更したことがありますか、最初の予定と一部工事の変更したことはありませんか。そのところは。

議長より「2番目ですよね。2番と併せて」の回答をの声あり。

議長（小松孝年君）

2番目ですよね。2番と併せての回答を。

まちづくり課長。

まちづくり課長（金子 伸君）

それでは進捗状況について、お答えを致します。

令和4年度末時点での進捗率は、約40パーセントでございます。年間約5,300万円ペースで事業進捗を図っております。進捗状況においては、現在、大井川と馬荷地区の境界の山の掘削に入っており、5段計画している、法面を1段1段、種子吹付工や法枠工などで施工をし、仕上げているところでございます。

掘削場所によって土質が変化しており、当初計画していた工法が変更になる場合もあり、工事費用が高くなっている年度もございまして、進捗が少し遅れている認識でございます。

議長（小松孝年君）

小永君。

12番（小永正裕君）

私はこの件についてあんまり詳しくないんですが、関係者の皆さまに当たってみるとですね、体調が崩れて入院している人とか、それから仕事も止めて柑橘農家の人ですが、柑橘の収穫もできないで、木を切ったとか、枯らしたとかいうふうな話も聞いておましてですね、まだ年も若いんですけどね、せつかくの道路を見ないで、病院に入院したという人たちも結構おられるようで、進捗率も大変気になっておっただらしいんですけども、地元の話ではですね、説明を受けたときに、5年で、福堂の方から始めて、猪の飼っていた所ありますね。そこまで5年で仕上げ、後の5年で、大井川の方へ、完了すると。いうふうな説明を受けておったようですが、そういうことは、ある訳ですか。

議長（小松孝年君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（金子 伸君）

再質問にお答え致します。

実際この事業を始めるにあたって、大井川地区、馬荷地区それぞれ、地元説明会を行わせていただきましてルートを選定とか、そういうような形で決定をしています。設計委託業務を行い、設計計画が決まった段階でも説明会を開かせていただきました。

その時に、今、議員がおっしゃるように、総事業費が5億。年間5,000万ペースでやって10年というご説明はさせていただいております。

議長（小松孝年君）

小永君。

12番（小永正裕君）

そしたら進捗率がやや先ほど遅れているというふうなことがありましたが、そういう関係で遅れたということですか。

議長（小松孝年君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（金子 伸君）

再質問にお答え致します。

議員が今おっしゃられるように、実際工事設計を行う段階で、やっぱり事業費が年間5,000万ペースでやっても、進捗が遅れたり、工法が変更になったりとか、そういうような場合もございましたので、少し

遅れ気味になっているのが現実でございます。

議長（小松孝年君）

小永君。

12 番（小永正裕君）

それでは、今後の見通しを問います。順調にこのまま進んでいきそうですか。大体仕上がりは何年度になりすか。

議長（小松孝年君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（金子 伸君）

今後の見通しについてお答え致します。

先ほども答弁させていただきました通り、現在、地区境の峠の山の掘削工事を行っており、再開部までの掘削を今後、3年間をめどに行っております。その後、排水施設、アスファルト舗装などを行い、続いて、馬荷地区の町道馬荷線、終点部との接続を施工し、大井川地区へ繋がる大カーブの町道へつなげ、暫定的に開通をさせる予定としております。

その後、県道、大用大方線に接続するため、河川、加持川を渡す橋梁の設計業務を行い、橋梁の施工及び橋梁への取り付け部分の盛り土施工を順次進めていく予定となります。1 番目の答弁でも申させていただきましたように、事業の完成見込みは、令和 13 年度、9 年後を予定しております。

議長（小松孝年君）

小永君。

12 番（小永正裕君）

先ほども言いましたように地元の方がですね、あの病気に倒れるとか、現役をリタイアするとか、そういう方がぼちぼち増えてですね、ある有力者の方に聞いてもですね、ビーバイシーを考えたら、気の毒で予算を要求することをためらう場合があるというふうなことを言っていました。地区の人が、人数が減って、家におる人がおらなくなったということも、まあまあ、あるらしいですよ。

今後の進捗状況を十分考慮して、地元の人にも早く喜んでもらえるような方向に持って行ってほしいと、いうふうなことをお願いしまして、1 の質問は終わります。

2 番の高規格道路のルートについて伺います。決定されるという佐賀、大方高規格道路ルートについて、問います。14 年に作成された大方町都市計画マスタープランに基づいているということですが、その際、議会議決はされているわけですか。1 番、聞きます。

議長（小松孝年君）

建設課長。

建設課長（河村孝宏君）

それでは小永議員の 2 番カッコ 1、14 年に作成された大方町都市計画マスタープランに基づいているということですが、その際、議会議決はされているわけですね、についてお答え致します。

佐賀大方道路のルートにつきましては、平成 14 年に作成された大方町都市計画マスタープランに基づき決定されたものではなく、国土交通省の計画段階評価の中で、地域の意見を踏まえ、複数案の比較評価を行い、事業の必要性及び事業内容の妥当性が検証され、高知県都市計画審議会において決定されたものであり、黒潮町議会の議決を求める必要性がないものと認識しております。よって、議会にお諮りしていないと認識しております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

小永君。

12 番（小永正裕君）

議会に、上げてないんですか。3月議会のときにですね、町長からの答弁のときに、平成14年の議会を通したものを、参考にしていると、いうふうな答弁があったと思いますが、そうではないわけですか。

議長（小松孝年君）

建設課長。

建設課長（河村孝宏君）

平成14年に作成されました大方町都市計画マスタープランについては、議会の議決を経る必要がないものですので、議会にはお諮りしておりません。

議長（小松孝年君）

小永君。

12 番（小永正裕君）

マスタープランはですね、県の許可を知事の許可を得ることは、法的にも必要ないわけですね。ところが独自に決めた、都市計画マスタープランは、町の、権利で求められたと思うんですね。これがいかなる経過において、県が介入して作られたものになったわけですか。

県や国はアドバイスすることはできますけども、強制的にそれを作り変えると、いうふうなことはできないと思いますよ。あくまでも町の作ったマスタープランですから。そのところはどうなっていますか。ようわかりませんが。

議長（小松孝年君）

建設課長。

建設課長（河村孝宏君）

それでは再質問にお答え致します。

都市計画マスタープランというのは、県の承認を得るものではありませんので、大方町独自で作ったものを県に報告することありますけど、県の承認を得るものではありませんので、県がそれを手直しするか、そういったことではないと認識しております。

以上です。

議長（小松孝年君）

小永君。

12 番（小永正裕君）

そしたら先ほどの説明でですね、町が関係して手直ししたような、説明と受けとめたわけですけど、そうではないんですか。

じゃあどこが、どこで、どの段階で、誰が介入して、マスタープランを変えたんでしょうか。

議長（小松孝年君）

町長。

町長（松本敏郎君）

小永議員の再質問にお答えしていきたいと思います。

ご質問の中で、県が介入してマスタープランを変えたという根拠というか、私の答弁の中にあつたわけ

ですかね。それちょっと確認させていただければ、答弁できるんですけど、私の認識の中では県が介入をしてマスタープランを変えたというふうなことは、してないと思っております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

小永君。

12 番（小永正裕君）

県が介入したと、いうふうなことではなくてですね、14年にできた大方町が作ったマスタープランに準拠しておると、いうふうな答弁だったと思うんですけど。

去年の、3月議会に、私が問うたときの答弁の中にあったと。記憶しておりますけども。

議長（小松孝年君）

町長。

町長（松本敏郎君）

再質問にお答えしていきたいと思えます。

小永さんがこのテーマについてご質問されるのは、前町長から含めて12、3回目だと思うんですけど、その中の経過の中で、マスタープランのことが出てきてますね。その経過のことを、私の方が前回の答弁の中で、織り交ぜて答弁してると思うんですけど、決して、県が介入して変えたとか、マスタープランだけを参考にして決めたとか、そういうふうな答弁はしてないと認識しております。

もっと申しますと、このマスタープランにつきましてはですね、そもそも、今日は議事録をずっと見てきておりますと、平成30年のときの12月の議会でございますけれど、そのときに小永議員さんの方からですね、このルートについて、こういう質問をされていますね。もう一方の山側のルートを国交省も示しているわけですから、なぜそれを当該地区の町長として選ばなかったのかということが、非常に理解できないというご質問を当時の大西町長にされています。

それに対して大西町長は、その前にアンケートのことがいろいろ出るわけでございますけれど、その内容のことが出るわけでございますけれど、大西町長はですね、アンケートの内容のことは、ともかくといって、そこからですね、このマスタープランの、平成14年のマスタープランの27ページに出てくる図面のところを出してきて、そのマスタープランのルートのちょうど真ん中の方を、今のルートは通ってますよと。

マスタープランというのは、各種委員が町長諮問に対して答えて作ってくるわけでございますから、だから、当時の大西さんの答弁としては、決して民意を入れてないわけじゃないですよ。決して町長の1人の思いで、今のルートとしたんじゃないんですよというふうな答弁をされておるわけですね。

そのことを説明しようとして、私が、前回の答弁で、織り交ぜているのが事実でございます。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

小永君。

12 番（小永正裕君）

ルート帯というのは幅があるわけですよ。何百万メートルか、あるいは1キロあることもあります。この大方町の区域ですね、区域を決めるのに非常にでこぼこがあります。それであの加持の方から引っ込んできて、山の手は区域外になりますから、それで狭くなってる。海岸からですね、狭くなってるわけですね。

それを3つのルートを通るとなると、ほとんどルート通りますよ。ルート帯なりますよ、だいたい。で

もその中のね、私が言うのはね、1本をひいて法線をルート帯じゃなくてですね。1本の線でずっと引いて3本の線ができてきますね。そうすると、全く違うところにインターチェンジができると、いうことになるわけです。

ルート帯で判断したら全部、幅がありますから、こんな狭い海と山の間が少ないところですから。ルート帯の何百メートルの幅の中では、もちろん重なって入る部分もあります。ところが、今言うたように、一本の線で決まるわけです三本の線。その線で見ますと、全く違うルートになるということなんです。具体案も、実際にできる道路の、線ですね。

(議長から「小永君もう1回、質問の形にちゃんとやってください」の発言あり。)

ルート帯の話をしましたね。ルート帯というのはみんな幅があるわけです。AもBもCも、そうすると、区域がありますね。大方町の区域。対象外にする区域とか、山側とか、それとかのけてますね。それと海側から東西に横にひくがですけども、その伊田の方なんかは非常に狭いわけですね。

ところが、一部、上川口の方に来ると、ちょっと山の方まで入ったり、また少なくなったり。加持の方からは、ずっと下がってきて、そこを外れると、対象地域外のところを通るようになります。いうふうになりますから、どうしても幅のあるルート帯は広がってですね、幅の狭いところを、重なって通るようになるわけですよ。

ところが、一本の完成した道としてルートができているわけですから、候補地で、できるわけですから。そうすると、全く違う場所に、インターチェンジとかそういうものができるわけです。そこんところを言ってるわけです。ルート帯で見ると、全部同じような格好になると、いうことですよ。

議長（小松孝年君）

町長。

町長（松本敏郎君）

再質問にお答えしていきたいと思います。

ルート帯、大体1キロの幅であるんですけど、その中で三つのABCがあって、その中にあるのに、なんで、今のルートで、小永議員言うには、いろいろ課題があるというルートに対して、町長が何も言わなかったかと、ご質問されたわけでしたかね。

前段、ちょっと私さっき説明の時に端折ったようになったんですけど、前大西町長も繰り返し繰り返し言ってますけれど、この事業し、新直轄事業ですよ、新直轄事業ですから、国がやる事業なので、町の方はですね、決定権はないのです。もうこれ繰り返し、繰り返し言ってるので、決定権がない中で、アンケートで民意を反映したり、そしてヒアリングで民意を反映したり、そして町長としては、当時の大西町長としては、先ほど申し上げたことも踏まえてですね、さまざまな意見は言っています。

ただ、決定的には、国の議案というのが、何回も繰り返して言われていますけど、四国地方小委員会というところで作られていくわけですけど、第1回目の小委員会の改正があって平成25年。これ何回も繰り返しているのが小永議員もお分りだと思うんですけど。そしてその時はまだルート示されていないですね。

その後、アンケートというのは、旧中村市、黒潮町。全戸に対して2回のアンケートをしていますよね。最初1回目のアンケートの時ですけど、そのアンケートをして、そして中村、黒潮町41の事業所とかにヒアリングをかけて、そして第2回目は1年後、この1年半後ですかね、平成26年の6月5日に第2回目の小委員会が開かれています。その時に初めて三本のABCの案が初めて出されたがですね。

それまで町の方も分からないわけですよ。そして、三本の中で、さらにアンケートが、積み重ねられて、

平成27年3月18日、第3回目の小委員会。その小委員会で初めて今のルートが原案として示されて、そしてそれが県の都市計画審議会で審議されて、正式に決定されたのは、平成29年1月27日に県に都計審で決定された。こういう流れでございますので、町長としてはですね、なかなかこう、直接の決定権のない中で、ご質問に対して一生懸命答えてきたのが現実でございます。

議長（小松孝年君）

小永君。

12番（小永正裕君）

マスタープランが非常に重要だということを繰り返し書いてますよ、この中で。それをですね、できるだけインターチェンジのできるところ、あるいはルートの中に、優良農地は、極めて厳しくくい込まないよにと、いうふうなことが書かれておりますよ。

そういうことと、国営農地、県の改良区ですね、そういうところなんかも、ものすごい90メートルの幅で土を盛るような、最初の、説明があったわけですけど。優良農地の中の優良農地を90メートルの幅にわたって潰すと、いうふうなことが発表されましたので、驚愕したんですよ。

改良区としては非常に有名な土地で、よそから葉たばこ生産者が、幡多郡に、見学に来たときにね、一番先に寄るところですよ。そういう農地を丸々潰すような工事。これは南海トラフ地震を考えた、避難所にもなると、いうふうな説明を聞いたわけですけど。同時に、早咲の避難タワーも大丈夫ですかって聞くと、答弁ができなくなった。そういう国交省の職員もおりましたよ。

だから、どこでどういうふうに分けがわからなくなっているか、簡単なことです。その権利がある1番、権利がある地元のマスタープランを作ったものをですね、大事にしないといけないということが、一番先に出てくるわけです。

地方分権一括法というのはですね、地元外の人が口をつついて、こっちがえいあっちがえいというふうなことをね、委員会で決めるものではないと、いうことは明確なことです。

地元の人が地元の事情に詳しい人が知恵を出して、農地を守る。あるいは、このルートは止めてくれというふうなことを言うような、地方分権。それがたまたま大方町が作るとき、また佐賀町も作るときに、適用されたわけですね。

その前は、知事の許可が必要だったですけど。それだけ大事にされることを、誰もが勝手に変えることはできないんですよ、中身を。ルートも変えることはできない。インターチェンジもできないんですよ。町長が権力があるからといって変えることできないんですよ。町長独自では。

1回そのできたマスタープランを、否定してですね、もっとええマスタープランを作ると。議会が賛成してくれと、いうふうなことで、先の議案の、マスタープランをやめてですね、それから新しい案を作ると、いうふうなことに了解を得ると、いうふうなことを、手続きにないといかんじゃないんですか。

自分がこうした方がいいとか、いうふうなことで勝手にできるものではないでしょう。そう思いますけど。どうなんでしょう。

議長（小松孝年君）

町長。

町長（松本敏郎君）

再質問にお答えしていきたいと思えます。

1999年から始まった地方分権一括法、様々な法律が今でも変わりつつありますけれど、そのことは、存じておる状況でございますけれど、決してそれはすべて国の事業に対してもですね、町が決定権を持つと

か、そういうものではないと思っております。

特にこの国直轄事業について、これ町が決定権があったら逆にこのいろいろな予算もついて都合がいいんですけど、なかなかそうはならない。

だから当初ですね、平成29年の小永議員がこれに関する質問を始めた当初のころでございますけれど、町の意見として申し上げてるのはですね、高規格道路に対して町が国にお願いしたことは、新庁舎付近を総合防災拠点に位置付けており、そこへ連結していただきたいと。そして国道56号とアクセス可能なルートにして欲しいと。

それから、津波時に避難場所として活用できるようにして欲しい。それから津波に浸水しないルートで作って欲しい。こういうことを町としては、基本的に、町長の方から要望をしております。それから先ほどの法の解釈とか、それからマスタープランに取り組むことについて若干の無理がある解釈をされてると思うんですけども。

マスタープランというのはそもそも、先ほど課長が申しましたように、議決事項じゃないんですよ。平成14年のマスタープランというのは、何に基づくかということ、逆算して、当時ありました、地方自治法2条4項の市町村の基本構想に準ずるものという位置付けはあるわけですね。議決しなければいけないのは、平成11年6月の旧大方の市町村振興計画による基本構想、これが議決しなければなりません。それに基づくものであると。

構想ですから細かいことまで書いてないんですね。マスタープランは、そのまちづくりの理念に基づいて、こうある町をつくりたいという構想の一部分なんです。そういうふうにしたマスタープランにつきましても、私はこの27ページの表を見る限りでは、1キロのルート帯できてる中に、この今のルートというのは、はまっています。

ただ、インターチェンジが当初多分、1か所を旧大方の中に1か所というコースだったと思うんですけど、それは現在2か所に、来るようにしてくれましたので、これは町にとって非常にありがたいことなんです。

アクセスするのに良くなるのでね。そういう状況になってなってるので、当初のマスタープランのインターチェンジの場所とは、現在は確かにずれています。ただ、このマスタープランがすべてこれに従わなければいけないと、国もこれにすべきじゃないか。町長はこの通りに言わなければならないのかと、いうふうなところにはですね、少し法の解釈からして、現実問題からして、無理があるんじゃないかと、いうふうに思っております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

小永君。

12番（小永正裕君）

そしたら、マスタープランというのは、どなたが変えてもよろしいということになるわけですか、内容を。説明聞きますとですね、こっちが具合が悪いからこっちの方に良さそうなけん、変えようと、いうふうなことを、自分で勝手にできるということなんですか。

議長（小松孝年君）

町長。

町長（松本敏郎君）

再質問にお答えしていきたいと思っております。

自分でというのは、町長が勝手に言う意味で、ございましょうか。このマスタープランは町長が勝手に作ったもんじゃなくて、諮問委員会、策定委員会、17名からなる策定委員会。そしてワーキング委員会を作って、そちらに問いかけて、諮問機関として、そして出してもらったものを、町のマスタープランとしてという手続きの中でできております。

いろんな方の参画を得て、民意を得てまとめられたものが、旧大方の平成14年のマスタープランでございますので、それは様々な形の意見が入っている。ただこれはですね、総合振興計画自体もですね、こう書いたから全てできないですし、変わることもあります。

そしてマスタープランもこう書いたけれど、将来この通りできないことってたくさんありますので、一つの羅針盤というか、目印として作るものでございますので、これ一字一句、この場所図面、全然変えれないというものでなくて、その時の実情状況に応じて、あるいは国、県との関係性を見ながら、地域住民のためになる方向に使っていく、そういうものがマスタープランであると私は理解しております。

議長（小松孝年君）

小永君。

12番（小永正裕君）

さっき松本町長が言いましたように、基本的な方針があると、まちづくりに。もともとありますけども、それは、発展性がないことなんですよね。発展性がない。それを発展させることに、そのマスタープランが役に立つということになるわけです。そこは大きな違いなわけですよ。方向性を示すというふうなことがマスタープランの役割です。

これから将来、こういうふうなまちづくりをするために、基本の取り決めはあるけども、その発展性がないので、マスタープランを活用して、より時代にあった、そういう方向に変えていくと、いうふうなのが、マスタープランの役割やと思いますよ。

だから、いや、マスタープランさっきね役にたたんみたいなことを言われてますけど、それは、より基本的な総合戦略を発展させるために、マスタープランがあるということになると思いますよ。それでね、そんなにインターチェンジの場所もね、移ったりしません。西の入口、ゲートといいますけども、その上田の口の部分を、お迎えするゲートにすると。

西は、灘の方を大方に迎え入れるゲートにしよう。それから加持いう部分はですね、高速道路に直結して、そのインターチェンジで、加持道路として向かいましよう、というふうなことに一応、決まってますよね。

それぞれの町の場所をこういう部分で、こんなまちつくりましようとか、いうふうなことをですね、かの策定委員会の人とか、そういう人たちは考えて、みんなで賛成して作ったと、いうふうなことだと、自分に関係ないんですけども、理解しておりますけど。

実際、活性化するためにゲートも作ったり、西のゲート、東のゲートが中央の高速道路を迎えるゲート。そういうことも発展する、将来発展する地域を望んで、そういうゾーンを作ってるわけです。ですから、基本の地方活力振興計画よりも、より進んだ内容のものを、マスタープランの方を、望んでいるわけです。将来のまちづくりということですね。立派なもんじゃないですか。

それとインターチェンジも別々にどこへ作るとか、いうふうなことはないです。それと、ルートもそうですね。別のルートを大体、通ると、いうふうなことも考えられないようなことです。それを平気で変えていると。それも墓石も160もあるようなところに通るようになってますよね。もう何もかもが、めちゃくちゃになってるわけですね。ちょっと高速道路としてはそぐわない。ルートになっておる。

それと、環境アセス、なかなか難しいこともいろいろあるんですけども、高知県が山側のルートが一番先に、通過したということになってるわけですよ、高知県の大変厳しいものがありますけどね。その三本のルートで、うちは先に、よろしいという許可が出たということもあります。

前にも言いましたけども、佐賀の地区の方も、佐賀から、橋を渡って、急に海の方に下がってきたというふうなこともありますけども、最初に決まった道路というのは、ほぼ真っすぐで、山の方へ、通じておったと。見た人がおるんですよ。だからいかに急激に、変更したかというふうなことが、見てとれるわけですよ。

そういうことは枚挙にいとまがありません。なんで、そういうことになったのか、ということですね。

議長（小松孝年君）

町長。

町長（松本敏郎君）

再質問にお答えしていきたいと思います。

小永さんがおっしゃられたことはずーっと同じことを主張として言われてると私は、思っています。根拠がね、よくわからないんですねインターが、最初に山側に、決まってるって県が許可したとか。これも根拠がわからないんですね。それから佐賀ルートからの人からも、人から聞いたとか見たりとか。

（小永議員より「環境評価のことですよ」の声あり）

環境アセスメント評価についてですかね。アセスメント評価は、当然通ってなければ事業ができませんので、通ってるわけですよね県の。それでなんの手続きに問題があるわけではないと思っております。

繰り返し言いますけれど、このルートが三つの案として、まず最初にA、B、Cの山側、現路線、56号線沿いの三つのルートが最初に提案されたのが、先ほども言いましたけど平成26年の6月5日四国地方小委員会で初めて、三つのルートが示されたんです。

それまでに県がどう決めたとか、だれがどう言うたか、全くないというのが、これまでも、大西町長も、当時、以前の課長もですね、繰り返し答弁しています。答弁書確認してもらったらいんですけど。そして最後に、その三つの中からまたアンケートがされてヒアリングして、そして国の、この四国地方小委員会第3回目で平成27年です。3月18日の四国地方小委員会で初めて現路線が原案として示された。

それが県の都市計画審議会の場に、机の上に乗ったわけですね。そして、県の都市計画の中で、正式に29年の1月27日に都市計画した。だから、今言ったのは正式のオフィシャルなことです。出どころも全部言いましたので。これ以外には、どこから誰が言ったとか誰が先にあったとかいうことはないです。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

小永君。

12番（小永正裕君）

この話は何回言うても、話になりませんので、関係する住民の皆さんが十分に説明をしてきましたか、ということも2番に行きます。問いましたが説明はしていませんとの、答弁でした。これからは説明していきますかと問うても、これからも説明しませんとのことでした。

執行部のこういう姿勢は、課長が決定したんですか。誰が決定したんですか。大きな工事になるので影響を受ける方々は多いはずですよ。農家の方、特に影響受ける人多いと思いますが、長い道路になりますから。こういうことは考慮に入れませんか。生計を立てている皆さまが働いている農地を、ここがルートに架かるから替地を用意するんで、そっちへ移ってくださいと、いうふうなことを言われておるわけですよ。

ど。

最初は皆さん嫌がって、拒否しておるといふうな話は聞いたことがありますけど。そういうことも、いまだに続いていますか。

議長（小松孝年君）

建設課長。

建設課長（河村孝宏君）

それでは小永議員の、2番カッコ2、について通告書に基づき、回答させていただきます。

執行部のこういう姿勢は誰が決定するのかについてでございますが、執行部の姿勢を決定するものはございませんが、町の方針は、町長が決定するものでございます。また、先ほど、これからも説明していきますかと問うても、これからも説明しませんとのことでした。とのことですが、正しくは単独での説明は考えておりませんとの答弁を行っております。

高規格幹線道路の事業主体は国土交通省であり、国土交通省が説明会を開催する場合は、十分に連携して取り組みを行っているところです。

以上です。

議長（小松孝年君）

小永君。

12番（小永正裕君）

個々の場合に説明はするけども、ですか、反対ですか。国交省の場合は、説明するときには、一緒にするということでしたが、その実際に農地をあたって、この場所は移ってくださいよと。代替地を用意しますからっていうのは、国交省の人がやるんですか。

議長（小松孝年君）

建設課長。

建設課長（河村孝宏君）

それでは再質問にお答え致します。

今後事業を進めていくなかで先ほども申しましたが、事業主体は国交省でありますので、国土交通省と黒潮町連携してですね、説明会、開催する場合などは、説明会に参加させていただいております。今後も十分に国交省と連携して取り組みは、行っていきたいと考えております。

以上です。

議長（小松孝年君）

小永君。

12番（小永正裕君）

結果として、今、出てますでしょうか。そっちの方へ移ります、というふうな耕作者が出てきておるといことですか。

議長（小松孝年君）

建設課長。

建設課長（河村孝宏君）

再質問にお答え致します。

早咲地区のことでちょっと説明させていただきますと、今年のですね令和4年の5月にですね、設計説明会の方を早咲地区の方で開催させていただきました。

それで今後の流れと致しましては、今年度中にですね幅杭の仮打設を行うようにしております。幅杭の仮打設を行いますと、次に現地において協議を進めていくことを、現地説明会の開催に移っていくこととなっております。

ただその幅杭の設置の段階ですすねまだ、すべての方に了承を得てないとは聞いておりますので、了承を得たところから、現在幅杭の設置を進めてまして、それが終わりましたら現地説明会を開催していくというような流れになっております。

以上です。

議長（小松孝年君）

小永君。

12 番（小永正裕君）

近い将来は、皆さんが代替地で耕作するというところに、なろうということでしょうか。

議長（小松孝年君）

建設課長。

建設課長（河村孝宏君）

それでは再質問にお答え致します。

現地説明会の後にですね、用地の調査業務を行って用地の面積等が出されます。その後、買収等のご相談というか、そういうことで入っていくようになりますので、今の段階ですべての方が移るとかそういうことが決まっているわけではございません。

議長（小松孝年君）

小永君。

12 番（小永正裕君）

皆さんが了解してくれれば、誰も反対する必要ないというわけですから、それこそ農業者と、同調していけるなら、これだけええことはないと思いますよ。ただ、ずいぶん品質のいいものができたと、いうふうなことが、現場の人たちの思いが強いんですから、今度移った畑で作物がいまいちのとき、品質が落ちたと、いうふうなことになりましたら、どんな広いものを分けていただいても、経費だけが、かかるということになりますんで、ラッキーなことを願っておるわけでございます。

農業者が、そうして賛成ということで、移るんなら、それはそれでええことやと思いますけどね。

ひょっとして決定したという法線になれば、実際の道路になれば、地方自治法に反することになる可能性はありませんか。

（議長より、「3 番ですかね。3 番は。」の発言あり。）

3 番は、基のマスタープランの、どこをどう読めば、決定したという法線になるのでしょうか、教えてください。町長。

議長（小松孝年君）

建設課長。

建設課長（河村孝宏君）

それではカッコ3、マスタープランのどこを読めば、決定したという法線になるかについてお答え致します。

先ほどの答弁とも重複致しますが、佐賀大方道路のルートにつきましては、平成14年に作成された大方町都市計画マスタープランに基づき決定されたものではなく、国土交通省の計画段階評価の中で、地域の

意見を踏まえ、複数案の比較評価を行い、事業の必要性及び事業内容の妥当性が検証され、高知県都市計画審議会において決定されたものであります。

また、大方町都市計画マスタープランは、大方町の将来の都市構造を検討する上での前提条件として、四国横断自動車道が建設され、インターチェンジの位置を独自に想定し、土地利用や諸施設整備の方向を定めたものです。したがって、マスタープランが法線の決定を行うものではありません。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

小永君。

12 番（小永正裕君）

それでは、4 番にいきます。決定したという法線になれば、地方自治法に反することになる可能性はありませんか。

議長（小松孝年君）

建設課長。

建設課長（河村孝宏君）

それではカッコ 4、地方自治法に反することになる可能性はありませんかについて、お答え致します。

現在決定しているルートにつきましては、所定の手続きを経て決定したものでございますので、地方自治法に反することはないと認識しております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

小永君。

12 番（小永正裕君）

本当に、このテーマをずっと約 5 年、かけて話をしてきましたが、農業者には本当に冷たい大方町だったと思いますね。最高のものをできる農地を、潰されるということは、いかにご本人たちが生計を立てて、農地に愛着を持って、一生懸命働くそのやる気を起こさせることに非常にネックになるような、法線の、決め方だと思いますね。

他の理由もありますけど、あえて言いません。ただ、これを反省の機会にさせていただいて、農業振興を一層力入れてもらいたい。そうじゃないと、一番の田舎の財産は農家、漁業、森林ですから。そういうものを共に寄り添って、助け合って、発展させていっていただきたいと。もう心より願うだけでございます。

これで一般質問を終わります。

議長（小松孝年君）

これで、小永正裕君の一般質問を終わります。

これで、一般質問を終わります。

この際、10 時 25 分まで休憩します。

休 憩 10 時 08 分

再 開 10 時 25 分

議長（小松孝年君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第 2、議案第 64 号、黒潮町個人情報保護法施行条例の制定についてから、議案第 104 号、四万十市及び宿毛市との定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更することについてまでを一括議題とします。

各常任委員長の報告を求めます。

初めに、総務教育常任委員長、宮川徳光君。

総務教育常任委員長（宮川徳光君）

それでは、議案に対する委員長報告について報告致します。

総務教育常任委員会に付託されました議案の審査について報告します。

今回付託されました議案は、配布の委員会審査報告書に記載のとおり、議案第 64 号、黒潮町個人情報保護法施行条例の制定についてから、議案第 104 号、四万十市及び宿毛市との定住自立圏の形成に関する協定書の一部を変更することについての 20 議案となっています。

審査の結果は、20 議案共に討論はなく、全会一致で可決すべきものとなりました。

この報告は、質疑があったものを主に行います。

では、議案第 64 号、黒潮町個人情報保護法施行条例の制定について。

議案第 65 号、黒潮町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について。

議案第 66 号、黒潮町企業版ふるさと納税基金条例の制定について。

議案第 67 号、黒潮町情報通信技術を活用した行政等の推進に関する条例の制定について。

議案第 69 号、黒潮町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について。

議案第 70 号、黒潮町行政組織条例の一部を改正する条例について。

議案第 71 号、黒潮町議会議員及び黒潮町長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例について。

議案第 75 号、黒潮町立集会所設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。

議案第 76 号、黒潮町立佐賀交流センターみらいの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。

議案第 77 号、黒潮町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について。

議案第 78 号、黒潮町特定教育保育・施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について。

議案第 79 号、黒潮町保育の必要性の認定基準に関する条例の一部を改正する条例について。

以上の 12 議案につきましては、本会議と同様の提案理由の説明があり、特段の質疑はありませんでした。

続きまして、議案第 80 号、令和 4 年度黒潮町一般会計補正予算についてです。

まず、歳入につきましては、特段の質疑はありませんでした。

歳出です。

9 款消防費。

56 ページ中段からの 1 項消防費、2 目非常備消防費、18 節負担金補助及び交付金の消防団員互助会運営補助金 14 万 5,000 円の減についてです。

委員より、運営補助金が減額だが、消防団員数の現況と令和 4 年度の消防団員の避難訓練等への出勤状況は。また、役場の職員が消防団員として火事などに出動した際の費用弁償の扱いは、との質疑がありまして、執行部より、団員数については、令和 4 年 4 月 1 日現在で定数 290 名に対し 261 名で、29 名の欠員となっている。充足率は 90 パーセント。なお、女性の団員は、上川口に 1 名、佐賀に 3 名の計 4 名となっている。

令和4年度の訓練への出勤状況は、計20回の予算のうち19回を実施し、消防出初め式のみが中止となった。また、消防団員になっている役場職員の火災時の出勤は、火事への出勤が優先となっている。その出勤時の扱いは有給休暇であれば給与が発生するため職免扱いとして、団員としての費用弁償を受けているとのことでした。

続きまして、議案第81号、令和4年度黒潮町宮川奨学資金特別会計補正予算について、議案第82号令和4年度黒潮町給与等集中処理特別会計補正予算について。以上の2議案につきましては、本会議と同様の提案理由の説明があり、特段の質疑はありませんでした。

続きまして、議案第88号、令和5年度黒潮町一般会計予算についてです。

まず、歳入についてですが、歳入につきましては特段の質疑はありませんでした。

歳出ですが、47ページからの2款総務費のうち、55ページ中段からの1項総務管理費、6目企画費のうち、59ページ上段からの18節負担金補助及び交付金のうち、60ページの上から6番目の大方高校魅力化推進協議会補助金1,014万4,000円について、委員より、この補助金は昨年度より増額しているが内容は、との質疑があり、執行部より、300万円ほど増額している。内容は、寄宿舎を建築するまでの措置として、昨年度当初予算に錦野と下田の口の宿舍関連費用を計上していた。今年度は、それらに加えて、下田の口のしらゆり関連の費用を追加したものとのことでした。

3款民生費のうち、91ページ中段からの3項児童福祉費のうち、97ページ中段からの3目児童福祉施設費の説明を受けた後、委員より、99ページの上段、12節委託料の上から2番目の、保育所給食献立作成委託61万2,000円の委託先と、その下の大方中央保育所給食調理委託1,383万4,000円は、昨年度と同様か。また、調理委託をしている中央保育所は、委託していない他の保育所に比べて食べ残しが多いのではとの声を聞くが、把握はしているか。加えて、保育所の給食の今後の課題はとの質疑がありまして、執行部より、保育所給食献立作成委託については給食センターとは別で、町内の管理栄養士に毎月5万円ほどで委託している。大方中央保育所の給食調理委託料は、昨年度より11万9,000円上がっている。主な理由は、人件費のベースアップ。また、中央保育所の食べ残しが多いとの声は聞いていない。ただ、現場の保育士からは、今まで食べ慣れた味とは若干違うのではとの声もあるが、その都度、業者も交えた話し合いを持っており、改善はしてきているとは思っている。なお、栄養については栄養士がシステム管理をしているため、栄養面については問題ないと考えている。

保育所給食の今後の課題については、まずは、学校給食も含めて地域の食材の調達、利用の点。あと、子どもたちへの食育もだが、給食を通じて家庭での食育も検討していかなければと考えているとのことでした。

続きまして、9款消防費についてです。

151ページ、最下段からの9款消防費の説明を受けまして、委員より、消防団員が定員割れとのことだが、確保への取り組みは。また、消防団員の多くは昼間勤めなどで地区内にいない現状があり、昼間の火災などへの対応面で地域に大きな不安を生じている。このため、団員外の住民が消火栓の操作など火災時に対応できるような仕組みづくりも必要ではとの質疑があり、執行部より、団員確保については、各分団において団員が辞める際には代わりの団員を誘っていただくようにしていただいている。また、火災時に消防団員外の住民が対応する仕組みづくりについては、町内では自主防災組織で取り組んでいる所や消防団が教えている地域もある。町の防災訓練の際でも同様の対応はできるので、活用していただきたいとのことでした。

10款教育費についてですが、168ページからの3項中学校費、1目学校管理費の前年度比2,377万4,000

円増の理由として、169 ページの下段の 12 節委託料の最下段、大方中学校外壁補修工事設計監理委託 200 万円と、170 ページ上段の 14 節工事請負費の大方中学校外壁補修工事に 2,000 万円を計上。これらは、大方中学校の軒天井が腐食により落下の恐れがあるため現状バリケードにより対応しており、これを解消して安全確保を図るためのものとの説明がありました。

これを受けまして、委員より、大方中学校は傷みも出てきているようだが、建築後何年か。また、建て替への検討などはしているかとの質疑があり、執行部より、1971 年の建築なので 52 年ほどたっている。このため、安全確保のための全体的な改修工事が建替えるのかについて検討することとしている。また、建て替える場合 10 億円ほど掛かるため、より有利な補助を該当さすべく、今回の工事については補助を申請しないこととしている。これは、今回の補修に補助を受けると今後、新築をすることとなった場合に、校舎の更新補助金の適用が受けられなくなるためのもの。なお、今後の学校の新築や改築などに際しては、単に老朽化の面だけを考えるのではなく、少子化による学校の統廃合や全国的に増えてきている小中学校の一貫校なども視野に入れた、教育政策全般の視点での検討が必要となってきているとのことでした。

176 ページ下段からの 4 目図書館費のうち、178 ページ、14 節工事請負費の 2 番目、大方あかつき館事務所空調設備改修工事 84 万 3,000 円に関連して、あかつき館 1 階の空調設備が全て故障をしており、令和 5 年度中の改修に向けて検討中との説明を受けて、委員より、現在は維持管理面で建物全体ではなく部屋ごとの空調設備の設置が有利との考えになっているが、その点の検討はとの質疑があり、執行部より、あかつき館は現状、セントラル方式で一括して空調を行っているが、令和 5 年度中の改修はこれを改めて、部屋ごとの空調で設計をお願いしているとのことでした。

続きまして、議案第 89 号、令和 5 年度黒潮町宮川奨学資金特別会計予算について。

議案第 90 号、令和 5 年度黒潮町給与等集中処理特別会計予算について。

議案第 99 号、令和 5 年度黒潮町情報センター事業特別会計予算について。

議案第 104 号、四万十市及び宿毛市との定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更することについて。

以上の 4 議案については、本会議と同様の提案理由の説明があり、特段の質疑はありませんでした。

以上で、総務教育常任委員会に付託されました議案の審査についての報告を終わります。

議長（小松孝年君）

これで、総務教育常任委員長の報告を終わります。

これから、総務教育常任委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、総務教育常任委員長に対する質疑を終わります。

次に、産業建設厚生常任委員長、矢野依伸君。

産業建設厚生常任委員長（矢野依伸君）

それでは、今議会で産業建設厚生常任委員会に付託されました議案 23 件について、3 月 13 日の議会終了後から 15 日の午前中までの間、町長ならびに関係課長の出席の下、慎重に審査を致しましたので、その経過ならびに結果を報告致します。

なお、提案説明のありました内容については基本省略し、報告を致します。

まず、議案第 68 号、督促手数料廃止に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、町税条例を含め 6 つの条例の督促手数料を廃止する条例の制定。

議案第 72 号、黒潮町印鑑条例の一部を改正する条例については、住民票及び印鑑登録証明書をコンビニエンスストアでの交付を可能とする条例の一部改正。

議案 73 号、黒潮町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてと、議案第 74 号、黒潮町道路及び附属物専用並びに占用料徴収条例の一部を改正する条例については、関係法施行令の改正に伴う条例の一部改正で、以上 4 議案については適当と認め、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第 80 号、令和 4 年度黒潮町一般会計補正予算について。

本委員会に分割付託を受けた予算につきましては、補正予算書 35、36 ページの 2 款総務費、14 目ふるさと納税は、ふるさと納税寄附金を当初の 10 億円から 1 億円を増額した 11 億円とすることによる納税寄附金謝礼や返礼品配送手数料などの増額補正であります。そのほかにつきましては、実績見込みによる人件費の調整や事業費など、決算見込みによる減額が主なもので、適当と認め、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第 83 号、令和 4 年度黒潮町国民健康保険事業特別会計補正案補正予算について。

議案第 84 号、令和 4 年度黒潮町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算について。

議案第 85 号、令和 4 年度黒潮町国民健康保険直診特別会計補正予算について。

議案第 86 号、令和 4 年度黒潮町介護保険事業特別会計補正予算について。

議案第 87 号、令和 4 年度黒潮町介護サービス事業特別会計補正予算について。

以上 5 議案の主な内容は、実績見込みによる人件費の調整、事業費等の決算見込みや入札減に伴う減額補正であり、適当と認め、全会一致で可決すべきものとしました。

次に、議案第 88 号、令和 5 年度黒潮町一般会計予算で本委員会に分割付託を受けた予算につきまして、予算書 140 ページ、8 款土木費、1 目土木総務費の 2 節給料、3 節職員手当、17 節備品購入費、及び 143 ページの 2 項道路橋梁費、1 目道路橋梁維持費の 13 節使用料及び賃借料の予算の中に、令和 2 年度から幡東森林組合へ委託している町道の草刈等維持管理業務について、森林組合から事務処理や安全管理などの対応に苦慮をしており、委託を辞退したいとの申し出から、協議の結果、令和 5 年度から町直営方式に戻して実施するための会計任用職員 8 名の給料、職員手当や備品購入、また、現場へ出向く車両は公用車の確保ができない 6 台分について、会計任用職員の私有車を公用車扱いとして運用していくための使用料等の予算を計上しているとの説明に、委員から、私有車を公用車扱いとして使用することについて、採用予定者と合意ができているとのことではあるが、交通事故等に対する扱いや燃料代などいろいろと問題点も考えられ、例えば、不足車両はリースで対応することが良いのではないかとの質疑に、執行部から、指摘の点については、なお、今後、調査等を行って実施したいという答弁がありました。

本議案については、全会一致で可決すべきものとしました。

次に、議案第 91 号、令和 5 年度黒潮町国民健康保険事業特別会計予算について。

議案第 92 号、令和 5 年度黒潮町後期高齢者医療保険事業特別会計予算について。

議案第 93 号、令和 5 年度黒潮町国民健康保険直進特別会計予算について。

議案第 94 号、令和 5 年度黒潮町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について。

議案第 95 号、令和 5 年度黒潮町介護保険事業特別会計予算について。

議案第 96 号、令和 5 年度黒潮町介護サービス事業特別会計予算について。

議案第 97 号、令和 5 年度黒潮町農業集落排水事業特別会計予算について。

議案第 98 号、令和 5 年度黒潮町漁業集落排水事業特別会計予算について。

議案第 100 号、令和 5 年度黒潮町水道事業特別会計予算について。

以上9議案については、開会日の提案理由の説明で詳しく説明があったとおりで、委員からは一部事業実施内容等の確認はありましたが、特段の質疑等もなく、よって適当と認め、全会一致で可決すべきものとなりました。

次に、議案第101号、黒潮町立佐賀児童館に係る指定管理者の指定については、特定非営利活動法人はらからへ、議案第102号、黒潮町環境ふれあい交流ビオスおおがたに係る指定管理者の指定については、有限会社ビオスへ、議案第103号、黒潮町水産加工施設に係る指定管理者の指定については明神水産株式会社へとするもので、地域雇用や地域食材の活用、また情報発信を行うなど、これまでの実績から引き続きそれぞれ指定することが適当と認め、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上のとおり、本委員会に付託を受けた議案全て可決すべきものと決しましたが、議案第88号、令和5年度黒潮町一般会計予算については一部、予算の執行に当たり本委員会として附帯決議としましたので、報告を致します。

附帯決議分はお配りをしているとおりであります。読み上げます。

議案第88号、令和5年度黒潮町一般会計予算の執行に関する附帯決議。

議案第88号、令和5年度黒潮町一般会計予算で、歳出のうち、7款商工費、1項商工費、3目観光費、12節委託料の観光振興事業業務委託事業のうち、世界とのつながり事業については、委託先からの提案により、黒潮町が運んできた海流瓶を通して、アメリカのテキサス州に住む少年との黒潮がつなぐガラス瓶の物語を、今後の教材や黒潮町の貴重な財産とするため、アメリカに渡り番組化しようとするものです。しかし、このような取り組みは前例がなく、また、どれだけの効果が見込まれるのか不安を覚える。よって、事業の実施に当たっては委託する事業の内容を十分精査し、その効果を得られるよう配慮した上で予算の執行に当たることを望む。

以上、決議する。令和5年3月15日、産業建設厚生常任委員会。

以上のとおりであります。

これをもって、産業建設厚生常任委員会の委員長報告を終わります。

議長（小松孝年君）

これで、産業建設厚生常任委員長の報告を終わります。

これから、産業建設厚生常任委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、産業建設厚生常任委員長に対する質疑を終わります。

これで、各常任委員長の報告及び各常任委員長に対する質疑を終わります。

これから、討論を行います。

初めに、議案第64号、黒潮町個人情報保護法施行条例の制定についての討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで、議案第64号の討論を終わります。

次に、議案第65号、黒潮町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定についての討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで、議案第 65 号の討論を終わります。

次に、議案第 66 号、黒潮町企業版ふるさと納税基金条例の制定についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 66 号の討論を終わります。

次に、議案第 67 号、黒潮町情報通信技術を活用した行政等の推進に関する条例の制定についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 67 号の討論を終わります。

次に、議案第 68 号、督促手数料廃止に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 68 号の討論を終わります。

次に、議案第 69 号、黒潮町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 69 号の討論を終わります。

次に、議案第 70 号、黒潮町行政組織条例の一部を改正する条例についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 70 号の討論を終わります。

次に、議案第 71 号、黒潮町議会議員及び黒潮町長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 71 号の討論を終わります。

次に、議案第 72 号、黒潮町印鑑条例の一部を改正する条例についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 72 号の討論を終わります。

次に、議案第 73 号、黒潮町国民健康保険条例の一部を改正する条例についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 73 号の討論を終わります。

次に、議案第 74 号、黒潮町道路及び附属物占用並びに占用料徴収条例の一部を改正する条例についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 74 号の討論を終わります。

次に、議案第 75 号、黒潮町立集会所設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 75 号の討論を終わります。

次に、議案第 76 号、黒潮町立佐賀交流センターみらいの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 76 号の討論を終わります。

次に、議案第 77 号、黒潮町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 77 号の討論を終わります。

次に、議案第 78 号、黒潮町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 78 号の討論を終わります。

次に、議案第 79 号、黒潮町保育の必要性の認定基準に関する条例の一部を改正する条例についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 79 号の討論を終わります。

次に、議案第 80 号、令和 4 年度黒潮町一般会計補正予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 80 号の討論を終わります。

次に、議案第 81 号、令和 4 年度黒潮町宮川奨学資金特別会計補正予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 81 号の討論を終わります。

次に、議案第 82 号、令和 4 年度黒潮町給与等集中処理特別会計補正予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 82 号の討論を終わります。

次に、議案第 83 号、令和 4 年度黒潮町国民健康保険事業特別会計補正予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 83 号の討論を終わります。

次に、議案第 84 号、令和 4 年度黒潮町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 84 号の討論を終わります。

次に、議案第 85 号、令和 4 年度黒潮町国民健康保険直診特別会計補正予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 85 号の討論を終わります。

次に、議案第 86 号、令和 4 年度黒潮町介護保険事業特別会計補正予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 86 号の討論を終わります。

次に、議案第 87 号、令和 4 年度黒潮町介護サービス事業特別会計補正予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 87 号の討論を終わります。

次に、議案第 88 号、令和 5 年度黒潮町一般会計予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 88 号の討論を終わります。

次に、議案第 89 号、令和 5 年度黒潮町宮川奨学資金特別会計予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 89 号の討論を終わります。

次に、議案第 90 号、令和 5 年度黒潮町給与等集中処理特別会計予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 90 号の討論を終わります。

次に、議案第 91 号、令和 5 年度黒潮町国民健康保険事業特別会計予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 91 号の討論を終わります。

次に、議案第 92 号、令和 5 年度黒潮町後期高齢者医療保険事業特別会計予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 92 号の討論を終わります。

次に、議案第 93 号、令和 5 年度黒潮町国民健康保険直診特別会計予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 93 号の討論を終わります。

次に、議案第 94 号、令和 5 年度黒潮町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 94 号の討論を終わります。

次に、議案第 95 号、令和 5 年度黒潮町介護保険事業特別会計予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 95 号の討論を終わります。

次に、議案第 96 号、令和 5 年度黒潮町介護サービス事業特別会計予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 96 号の討論を終わります。

次に、議案第 97 号、令和 5 年度黒潮町農業集落排水事業特別会計予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 97 号の討論を終わります。

次に、議案第 98 号、令和 5 年度黒潮町漁業集落排水事業特別会計予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 98 号の討論を終わります。

次に、議案第 99 号、令和 5 年度黒潮町情報センター事業特別会計予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 99 号の討論を終わります。

次に、議案第 100 号、令和 5 年度黒潮町水道事業特別会計予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 100 号の討論を終わります。

次に、議案第 101 号、黒潮町立佐賀児童館に係る指定管理者の指定についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 101 号の討論を終わります。

次に、議案第 102 号、黒潮町環境ふれあい交流施設ビオスおおがたに係る指定管理者の指定についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 102 号の討論を終わります。

次に、議案第 103 号、黒潮町水産加工施設に係る指定管理者の指定についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 103 号の討論を終わります。

次に、議案第 104 号、四万十市及び宿毛市との定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更することについての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 104 号の討論を終わります。

これで、討論を終わります。

これから、採決を行います。

この採決は、挙手によって行います。

念のため申し上げます。この採決は賛成の方の挙手を求め、挙手されない方については、反対と見なしますのでご了承願います。

初めに、議案第 64 号、黒潮町個人情報保護法施行条例の制定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 64 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 65 号、黒潮町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 65 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 66 号、黒潮町企業版ふるさと納税基金条例の制定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 66 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 67 号、黒潮町情報通信技術を活用した行政等の推進に関する条例の制定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 67 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 68 号、督促手数料廃止に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 68 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 69 号、黒潮町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手多数です。

従って、議案第 69 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 70 号、黒潮町行政組織条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 70 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 71 号、黒潮町議会議員及び黒潮町長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 71 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 72 号、黒潮町印鑑条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 72 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 73 号、黒潮町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 73 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 74 号、黒潮町道路及び附属物占用並びに占用料徴収条例の一部を改正する条例についてを

採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第74号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第75号、黒潮町立集会所設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第75号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第76号、黒潮町立佐賀交流センターみらいの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第76号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第77号、黒潮町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第77号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第78号、黒潮町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第78号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第79号、黒潮町保育の必要性の認定基準に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第79号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第80号、令和4年度黒潮町一般会計補正予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 80 号は、委員長の報告のとおり可決されました。
次に、議案第 81 号、令和 4 年度黒潮町宮川奨学資金特別会計補正予算についてを採決します。
本案に対する委員長の報告は可決です。
本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。
挙手全員です。
従って、議案第 81 号は、委員長の報告のとおり可決されました。
次に、議案第 82 号、令和 4 年度黒潮町給与等集中処理特別会計補正予算についてを採決します。
本案に対する委員長の報告は可決です。
本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。
挙手全員です。
従って、議案第 82 号は、委員長の報告のとおり可決されました。
次に、議案第 83 号、令和 4 年度黒潮町国民健康保険事業特別会計補正予算についてを採決します。
本案に対する委員長の報告は可決です。
本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。
挙手全員です。
従って、議案第 83 号は、委員長の報告のとおり可決されました。
次に、議案第 84 号、令和 4 年度黒潮町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算についてを採決します。
本案に対する委員長の報告は可決です。
本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。
挙手全員です。
従って、議案第 84 号は、委員長の報告のとおり可決されました。
次に、議案第 85 号、令和 4 年度黒潮町国民健康保険直診特別会計補正予算についてを採決します。
本案に対する委員長の報告は可決です。
本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。
挙手全員です。
従って、議案第 85 号は、委員長の報告のとおり可決されました。
次に、議案第 86 号、令和 4 年度黒潮町介護保険事業特別会計補正予算についてを採決します。
本案に対する委員長の報告は可決です。
本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。
挙手全員です。
従って、議案第 86 号は、委員長の報告のとおり可決されました。
次に、議案第 87 号、令和 4 年度黒潮町介護サービス事業特別会計補正予算についてを採決します。
本案に対する委員長の報告は可決です。
本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。
挙手全員です。
従って、議案第 87 号は、委員長の報告のとおり可決されました。
次に、議案第 88 号、令和 5 年度黒潮町一般会計予算についてを採決します。
本案に対する委員長の報告は可決です。
本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 88 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 89 号、令和 5 年度黒潮町宮川奨学資金特別会計予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 89 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 90 号、令和 5 年度黒潮町給与等集中処理特別会計予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 90 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 91 号、令和 5 年度黒潮町国民健康保険事業特別会計予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 91 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 92 号、令和 5 年度黒潮町後期高齢者医療保険事業特別会計予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 92 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 93 号、令和 5 年度黒潮町国民健康保険直診特別会計予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 93 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 94 号、令和 5 年度黒潮町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 94 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 95 号、令和 5 年度黒潮町介護保険事業特別会計予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 95 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 96 号、令和 5 年度黒潮町介護サービス事業特別会計予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。
挙手全員です。
従って、議案第 96 号は、委員長の報告のとおり可決されました。
次に、議案第 97 号、令和 5 年度黒潮町農業集落排水事業特別会計予算についてを採決します。
本案に対する委員長の報告は可決です。
本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。
挙手全員です。
従って、議案第 97 号は、委員長の報告のとおり可決されました。
次に、議案第 98 号、令和 5 年度黒潮町漁業集落排水事業特別会計予算についてを採決します。
本案に対する委員長の報告は可決です。
本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。
挙手全員です。
従って、議案第 98 号は、委員長の報告のとおり可決されました。
次に、議案第 99 号、令和 5 年度黒潮町情報センター事業特別会計予算についてを採決します。
本案に対する委員長の報告は可決です。
本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。
挙手全員です。
従って、議案第 99 号は、委員長の報告のとおり可決されました。
次に、議案第 100 号、令和 5 年度黒潮町水道事業特別会計予算についてを採決します。
本案に対する委員長の報告は可決です。
本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。
挙手全員です。
従って、議案第 100 号は、委員長の報告のとおり可決されました。
次に、議案第 101 号、黒潮町立佐賀児童館に係る指定管理者の指定についてを採決します。
本案に対する委員長の報告は可決です。
本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。
挙手全員です。
従って、議案第 101 号は、委員長の報告のとおり可決されました。
次に、議案第 102 号、黒潮町環境ふれあい交流施設ビオスおおがたに係る指定管理者の指定についてを採決します。
本案に対する委員長の報告は可決です。
本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。
挙手全員です。
従って、議案第 102 号は、委員長の報告のとおり可決されました。
次に、議案第 103 号、黒潮町水産加工施設に係る指定管理者の指定についてを採決します。
本案に対する委員長の報告は可決です。
本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。
挙手全員です。
従って、議案第 103 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 104 号、四万十市及び宿毛市との定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更することについてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 104 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

これで、採決を終わります。

この際、13 時 30 分まで休憩します。

休 憩 11 時 32 分

再 開 13 時 30 分

議長（小松孝年君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 3、議案第 105 号、教育委員会の委員の任命についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（松本敏郎君）

それでは、議案第 105 号、教育委員会の委員の任命について説明させていただきます。

教育委員会委員の、黒潮町佐賀 2417 番地 1、昭和 54 年 6 月 15 日生まれの浜田康太郎氏の任期が令和 5 年 5 月 16 日をもって任期満了となるため再度任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

浜田氏は、人望も厚く、教育行政の課題解決に取り組んでこられ、現在も委員を務めていただいております、引き続き委員にお願いするものでございます。

なお、任期につきましては、令和 5 年 5 月 17 から令和 9 年 5 月 16 日となっております。

ご同意を賜りますよう、よろしくお願い致します。

議長（小松孝年君）

これで、提案理由の説明を終わります。

お諮りします。

ただ今議題となっております議案については、会議規則第 38 条第 2 項の規定によって委員会付託を省略したいと思っております。

また、本案は人事案件です。慣例に従い、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思っております。

これに、ご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。

したがって、質疑、委員会付託、討論を省略し、直ちに採決に入ることとします。

この採決は、無記名投票をもって行います。

議場を閉鎖します。

ただ今の出席議員は 13 人です。

会議規則第 31 条第 2 項の規定により、立ち合い人に、5 番、濱村美香君、6 番、山本久夫君を指名します。

投票用紙をお配りします。

投票用紙の配布漏れはありませんか。

(なしの声あり)

配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

濱村君及び山本君は、投票箱の点検をお願いします。

異常はありませんかね。

(なしの声あり)

異常なしと認めます。

念のために申し上げます。本案は原案のとおり浜田康太郎君を任命することについて、同意する方は賛成と、同意しない方は反対と記載願います。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は会議規則第83条の規定により、否と見なしますのでご了承願います。

それでは、1番議員から順次投票をお願いします。

投票漏れはありませんか。

(なしの声あり)

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

濱村君及び山本君は、開票の立ち会いをお願いします。

開票の結果を報告します。

投票総数13票。

そのうち、有効投票13票、無効投票0票です。

有効投票のうち、賛成13票、反対0票です。

以上のとおり、賛成全員です。

したがって、議案第105号、教育委員会の委員の任命については浜田康太郎君を任命することについては、原案のとおり同意することに決定しました。

これで、採決を終わります。

議場の出入り口を開きます。

日程第4、議員提出議案第2号、畜産危機打開のための緊急対策を求める意見書についてを議題とします。

提案趣旨説明を求めます。

提出者、浅野修一君。

3番(浅野修一君)

それでは、議員提出議案第2号、畜産危機打開のための緊急対策を求める意見書について、提案趣旨説明を行います。

本意見書は、日本の酪農、畜産への危機感を訴えるものでありますが、意見書本文より引用しご説明致します。

今、日本の酪農、畜産は、史上最悪の危機に直面しています。飼料をはじめ、あらゆる生産資材、光熱費等が高騰しているにもかかわらず、生産費の上昇、乳価や畜産物価格に転嫁できず、雪崩を打つように

離農、廃業、倒産しています、としております。

史上最悪の危機に直面している日本の酪農、畜産の危機を打開するための施策を早急に実施するよう、強く要望するものであります。

当町の畜産業にも直結する問題であり、また、日本の食の危機であると思われ提出するものでありますので、議員の皆さんにはご理解、ご賛同のほど、よろしくお願い申し上げます。

なお、提出先は、衆参両議院議長、内閣総理大臣、農林水産大臣、経済産業大臣であります。

以上、簡単ではございますが、議員提出議案第2号についての提案趣旨説明を終わります。

議長（小松孝年君）

これで、提案趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。

本案に対する質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

お諮りします。

ただ今議題となっております議案については、会議規則第38条第2項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。

従って、本案は委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

初めに、反対討論はありませんか。

（なしの声あり）

次に、賛成討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、採決を行います。

この採決は、挙手によって行います。

念のため申し上げます。この採決は賛成の方の挙手を求め、挙手されない方については反対と見なしますのでご了承願います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議員提出議案第2号は、原案のとおり可決されました。

これで、採決を終わります。

日程第5、議員提出議案第3号、黒潮町議会の個人情報保護に関する条例の制定についてを議題とします。

提案趣旨説明を求めます。

提出者、議会運営委員長、中島一郎君。

議会運営委員長（中島一郎君）

私の方から、議員提出議案第3号、黒潮町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について、提案趣旨説明を行います。

これまで、議会の個人情報の保護に関しては黒潮町個人情報保護条例の適用を受けておりましたが、このたび、デジタル社会形成基本法に基づきデジタル社会の形成に関する施策を実施するため、従来の個人情報の保護に関する法律、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の3本の法律を統合し、新個人情報の保護に関する法律として整備されることに伴い、当該条例が廃止されることとなりました。

しかし、新たな個人情報の保護に関する法律では行政機関のみが法の適用を受けることとなっており、議会についてはその独立性を確保するという観点から、この法律の適用対象から除外されております。

そこで、議会の個人情報の保護については独自で規律を設ける必要が生じました。

また、新個人情報の保護に関する法律では違反した場合の罰則が規定されており、規律を設ける上で罰則規定を盛り込むためには条例を制定する以外ありません。

これらのことにより、議会と行政機関の取り扱いに差異を生じさせないために、当該条例を制定しようとするものです。

この条例は、6章57条及び附則で構成しており、執行機関に適用される新個人情報の保護に関する法律との整合性を図るため、法律の第1章総則の一部と、第5章行政機関等の責務等の各条の規定に対応する形としています。

また、法律の第8章罰則についても、執行機関と差異を生じないよう、条例で定めるものとしております。

次に、この条例は、議会事務局が保有する個人情報を議会における個人情報保護の対象として作成していますので、個々の議員が議員活動で取得した個人情報については対象としておりません。

また、調査審議を要する場合には附則において、先ほど可決した黒潮町情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正し、当該条例で対応できるようにしております。

法律の改正により廃止となった、黒潮町個人情報保護条例に代わり黒潮町議会の個人情報の保護に関する条例として制定しようとするものですが、その内容はおおむねこれまでと同様の内容となっており、施行日については新個人情報の保護に関する法律に合わせ、令和5年4月1日からとしております。

本案については、議会運営委員会で調査、審査を行い、その結果全会一致で可決し、委員会から提案を行うものです。

以上、本案に対する提案趣旨説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひ致します。

議長（小松孝年君）

これで、提案趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。

本案に対する質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

お諮りします。

ただ今議題となっております議案については、会議規則第38条第2項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

従って、本案は委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

初めに、反対討論はありますか。

(なしの声あり)

次に、賛成討論はありますか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、採決を行います。

この採決は、挙手によって行います。

念のため申し上げます。この採決は賛成の方の挙手を求め、挙手されない方については反対と見なしますのでご了承願います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議員提出議案第3号は、原案のとおり可決されました。

これで、採決を終わります。

日程第6、議員の派遣に関する件についてを議題とします。

会議規則第127条の規定による、議員の派遣に関する件については、皆さまの議席に配布したとおりです。

お諮りします。

議員の派遣に関する件に記載しているとおり、議員を派遣することに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

従って、議員の派遣に関する件に記載しているとおり、議員を派遣することに決定しました。

日程第7、委員会の閉会中の継続審査及び調査についてを議題とします。

各委員長から委員会において審査及び調査中の事件について、会議規則第74条の規定に基づき、議席に配布しました申出書のとおり、閉会中の継続審査及び調査の申し出がありました。

お諮りします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査について、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

従って、各委員長からの申し出のとおりとすることに決定しました。

町長から発言を求められております。

これを許します。

町長。

町長（松本敏郎君）

令和5年3月第28回黒潮町議会定例会、お疲れさまでした。

また、提案させていただきました全ての議案につきましてご承認をいただきまして、誠にありがとうございます。

これまで議員の皆さまにいただきましたさまざまなご意見を参考にしながら、これからも引き続き、町民福祉の向上に向けて全力で取り組んでまいります。

議長（小松孝年君）

これで、町長の発言を終わります。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

会議を閉じます。

これで、令和5年3月第28回黒潮町議会定例会を閉会します。

閉会時間 13時 52分

会議録の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

議長

小松孝年

署名議員

吉尾昌樹

署名議員

宮地葉子